

役員（理事及び監事）の変更手続に関するQ & A

《1 全般》

Q 「役員」とは誰のことですか。

A 役員とは、理事及び監事をいいます。

Q 役員に変更があった場合、相模原市への届出（「役員の変更等届出書」の提出）と法務局での変更登記は、どちらの手続きを先に行う必要がありますか？

A 法令上どちらを先にという規定はありませんが、法務局での変更登記を先に行っていたくことをお勧めします。

Q 「役員の変更等届出書」に記載する役員の氏名及び住所は、どのように記載すればよいですか。

A 役員の変更届出書に記載する役員の氏名及び住所は、住民票のとおり記載してください。

Q 新たに役員が就任した場合に、「役員の変更等届出書」を提出する際の添付書類は何か必要ですか？住民票の添付は必要ですか。

A 新たに就任した役員の住所又は居所を証する書面が必要です。

ただし、相模原市が住民基本台帳ネットワークシステムを利用してその方の本人確認を行うことに同意する場合については、住所又は居所を証する書面の添付は不要となります。

【住所又は居所を証する書面】※申請の日から6か月以内に作成されたものに限りです。

- ① 住民票の写し
- ② 外国人登録法の適用を受ける場合は、「外国人登録原票記載事項証明書」
- ③ 役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください）

《2 役員の再任》

Q 役員を再任した場合、相模原市への届出（「役員の変更等届出書」の提出）や登記の変更は必要ですか。

A 必要です。役員が全員再任した（結果的に前期と同じ人物が役員に就任し、交代がなかった）場合でも、相模原市長あてに「役員の変更等届出書」による届出を行ってください。理事、監事ともに必要です。

また、登記の変更についても、理事については、法務局において再任（登記上は「重任」）の変更登記が必要です。監事は登記事項ではないため、変更登記は不要です。

Q 役員を再任する場合、総会の議決が必要ですか。

A 役員の選任は、定款で定められた手続きに従って行う必要があります。役員を再任する場合であっても、役員を総会で選任することになっている場合は、総会の議決が必要です。ただし、法人によっては、理事会で役員を選任する規定が置かれている場合があります。その場合は、理事会の議決が必要となります。

役員を選任方法は、各法人の定款に規定されていますので、ご確認ください。

Q 前期の役員が再任することを総会において議決しました。この場合の再任日は、総会の開催日となるのですか。

A 役員任期は定款で定められており、定款の附則に第1期の任期満了日も記載されていますので、総会の開催日にかかわらず、この規定に従って再任日が決まります。

例えば、附則に「平成23（2011）年6月30日」が任期終了日として記載してある場合、再任日は、平成23年7月1日となります。以後、任期満了日は、この日から定款で定められた期間（例えば2年など）後となります。

なお、特定非営利活動促進法第24条第2項の規定により、定款で任期の伸長規定を定めている場合は、上記の例に限らない場合がありますので、各法人の定款に規定をご確認ください。

《3 代表者の変更》

Q 代表者が変わりました。どのように届け出ればよいですか。

ケース1 前の代表者が「理事」を辞任せず、他の理事が新代表者になった場合

→新しい代表者名を書面（様式に決まりはありません。）で相模原市へお知らせください。

ケース2 前の代表者が「理事」を辞任し、他の理事が新代表者になった場合

→相模原市に「役員の変更等届出書」（変更理由：理事（前の代表者）の辞任）の提出が必要です。

なお、変更届出書とあわせて、新しい代表者名についても書面（様式に決まりはありません。）で相模原市へお知らせください。

また、法務局での変更登記が必要です。

ケース3 前の代表者が「理事」を辞任し、新たに就任した理事が代表者になった場合

→相模原市に「役員の変更等届出書」（変更理由：理事（前の代表者）の辞任及び理事（新しい代表者）の新任（※））の提出が必要です。

なお、変更届出書とあわせて、新しい代表者名についても書面（様式に決まりはありません。）で相模原市へお知らせください

また、法務局での変更登記が必要です。

（※）新任の役員（理事）の方については、「誓約及び就任承諾書」、「住所又は居所を証する書面」が必要です。

《4 監事の選任又は辞任》

Q 監事を新たに選任した場合、相模原市への届出（「役員の変更等届出書」の提出）や登記の変更は必要ですか。

A 相模原市長あてに「役員の変更等届出書」による届出を行ってください。（変更理由：監事の新任）

なお、新任の役員（監事）の方については、「誓約及び就任承諾書」、「住所又は居所を証する書面」が必要です。

また、監事は登記事項ではないため、変更登記は不要です。

Q 同一人物が、理事を辞めて監事に就任しました。相模原市への届出（「役員の変更等届出書」の提出）や登記の変更は必要ですか。

A 必要です。相模原市長あてに「役員の変更等届出書」による届出を行ってください。
（変更理由：理事の辞任及び監事の新任）

なお、新任の役員（監事）の方については、「誓約及び就任承諾書」、「住所又は居所を証する書面が必要です。

また、登記の変更についても、理事の辞任については、法務局において変更登記が必要です。監事は登記事項ではないため、変更登記は不要です。

Q 同一人物が、監事を辞めて理事に就任しました。相模原市への届出（「役員の変更等届出書」の提出）や登記の変更は必要ですか。

A 必要です。相模原市長あてに「役員の変更等届出書」による届出を行ってください。
（変更理由：監事の辞任及び理事の新任）

なお、新任の役員（理事）の方については、「誓約及び就任承諾書」、「住所又は居所を証する書面が必要です。

また、登記の変更についても、理事の就任については、法務局において変更登記が必要です。監事は登記事項ではないため、変更登記は不要です。

《5 氏名又は住所の変更》

Q 役員の名前や住所が変わった場合、相模原市への届出（「役員の変更等届出書」の提出）に際し、住民票の添付は必要ですか。

A 住民票の添付は不要です。既に役員である方の名前や住所が変わった場合には、相模原市長あてに「役員の変更等届出書」による届出のみで結構です。

また、理事の名前や住所が変わった場合については、法務局において変更登記が必要です。

《6 添付書類》

Q 「役員の変更等届出書」の提出に際し、「議事録」や「印鑑証明書」の添付は必要ですか。

A 「議事録」や「印鑑証明書」の添付は不要です。

Q 新たに就任する役員に提出してもらう「誓約及び就任承諾書の謄本」の「謄本」とは何ですか。

A 原本の写し（コピー）のことです。（この場合、原本証明は不要です。）

なお、原本は法人で保管してください。

Q 新たに就任する役員に提出してもらう「誓約及び就任承諾書」に記載する日付はいつの日付ですか。

A 総会（又は理事会）で選任された日から、就任日までの日付を記載します。

なお、役員を選任は、定款で定められた手続きに従って行う必要があります。役員を選任方法は、各法人の定款に規定されていますので、ご確認ください。

Q 「誓約及び就任承諾書」に役員が押印する印は認印でよいですか。

A 認印で構いません。

Q 添付書類のうち住民票等が必要になる場合、コピー又は本体どちらを提出すればよいのですか。

A コピーではなく、行政庁から交付された住民票の写し等そのものをご提出ください。